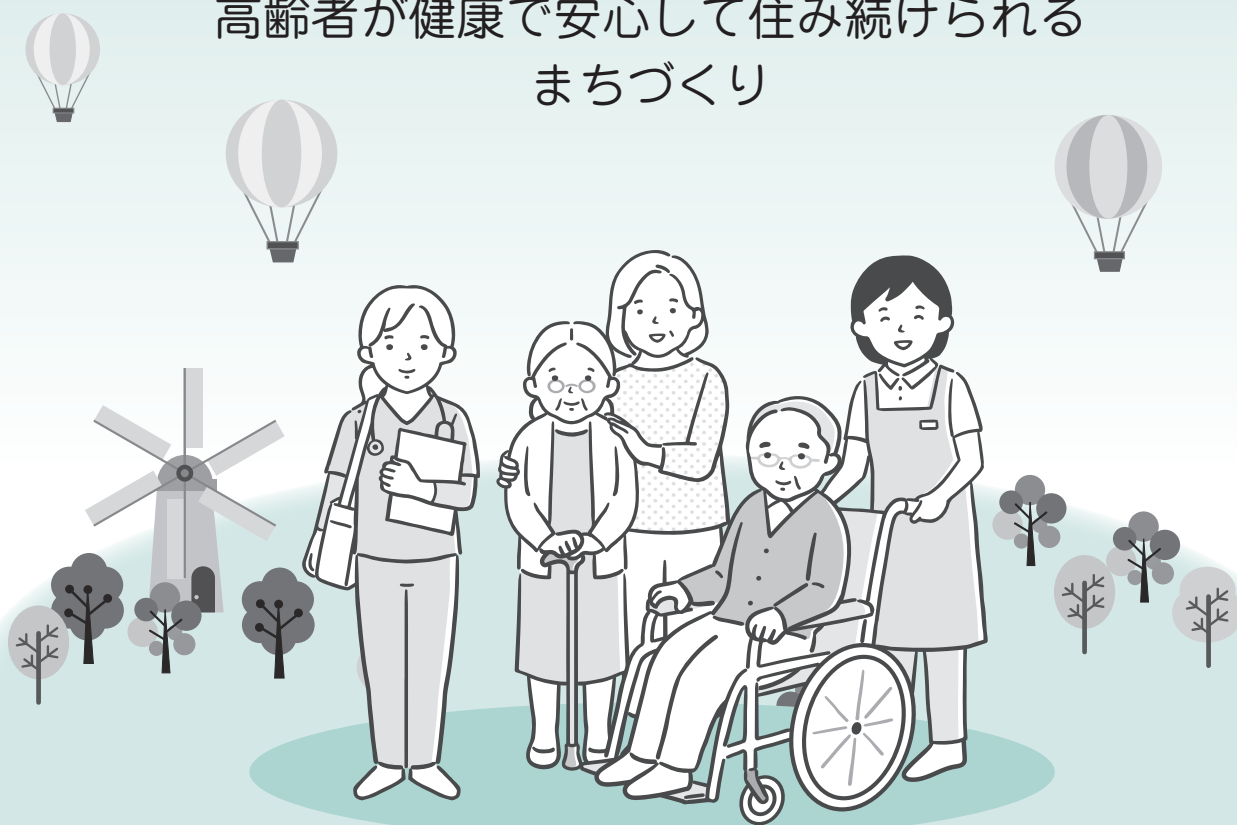


概要版

第5次 加須市高齢者支援計画

高齢者福祉計画
第9期介護保険事業計画
認知症施策推進計画

地域の絆と協働の力で
高齢者が健康で安心して住み続けられる
まちづくり



令和6年3月
加須市

市長あいさつ

加須市では、高齢者の皆様に、住み慣れた地域で、いつまでも健康で安心して暮らし続けていただくために、介護保険サービスをはじめとする様々な施策の充実に取り組んでおります。

今後、人口が減少する中で、総人口に占める 65 歳以上の方の割合を表す「高齢化率」は、令和 5 年の 30.8%から、令和 12 年には 32.9%、令和 22 年には 35.4%へと上昇していくことが見込まれております。認知症の方や医療と介護の両方の支援を必要とされる方の増加、そして、こうした方々を支える人材の確保がより一層課題となってまいります。

高齢者支援については、一人ひとりの状態に応じてきめ細かに対策を講じていくとともに、市が責任を持って取り組む領域である公助、また、自助、互助、共助など地域の皆様が取り組む領域、さらに、市と地域の皆様が協働する領域というように、役割分担を意識しながら効果的に取り組んでいく必要があります。

今回策定いたしました第 5 次加須市高齢者支援計画では、基本理念を「地域の絆と協働の力で高齢者が健康で安心して住み続けられるまちづくり」とし、その実現のための基本目標として、「高齢者の健康づくりと介護予防の推進」、「高齢者の日常生活を支える体制づくり」、「認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり」、「在宅医療・介護サービス提供体制等の充実」、「高齢者の安心安全のための災害・感染症への備え」、「介護保険制度の安定的な運営」の 6 つを掲げました。

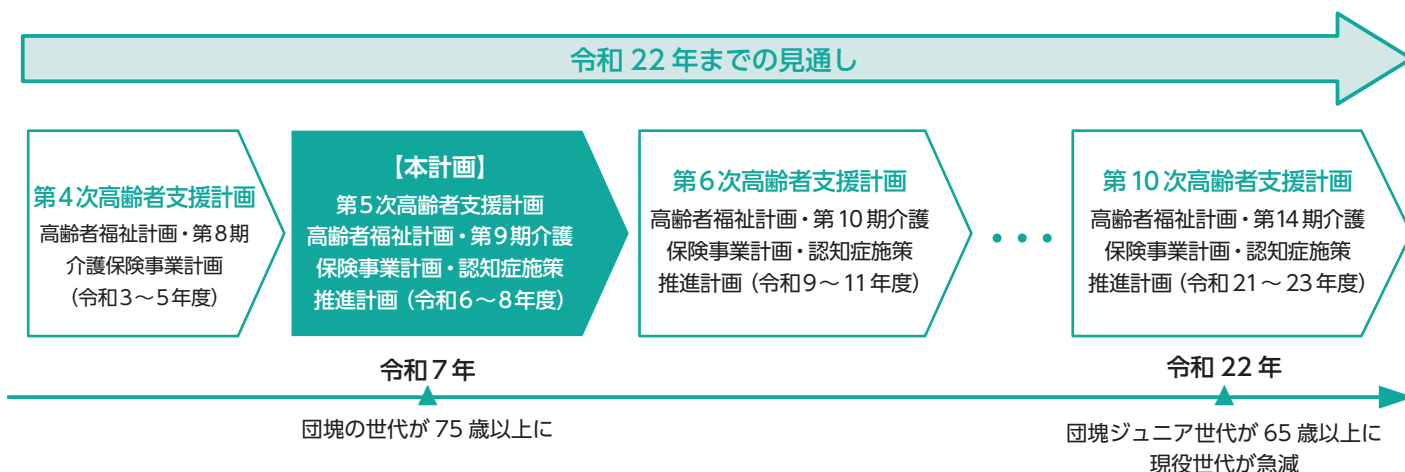
今後とも、市民の皆様との協働によって、基本理念の実現に向けて全力で取り組んでまいります。



加須市長 **角田守良**

計画の期間

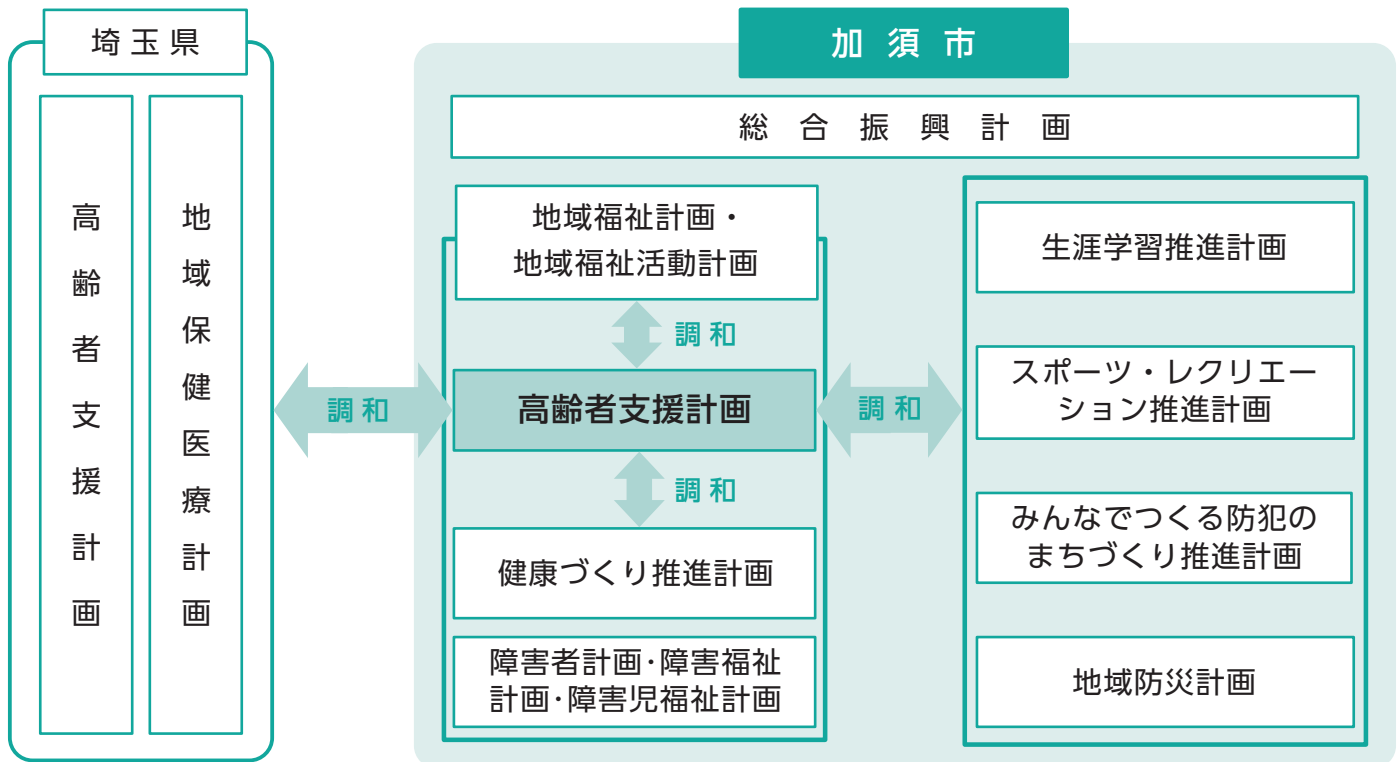
計画の期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間です。ただし、中長期的な視点を持って地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む観点から、団塊ジュニア世代が 65 歳以上になると同時に現役世代の大幅な減少が見込まれる令和 22 年までの見通しを計画に位置付けています。



計画の位置付け

この計画は、老人福祉法に規定する「市町村老人福祉計画」、介護保険法に規定する「市町村介護保険事業計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法に規定する「市町村認知症施策推進計画」に位置付けられるもので、本市ではこれらを一体的に定めています。

また、「第2次加須市総合振興計画」を上位計画とする高齢者支援に関する部門計画として、地域福祉の分野横断的な計画である「加須市地域福祉計画・地域福祉活動計画」などの高齢者施策に関連する各種行政計画との調和が保たれたものとしています。



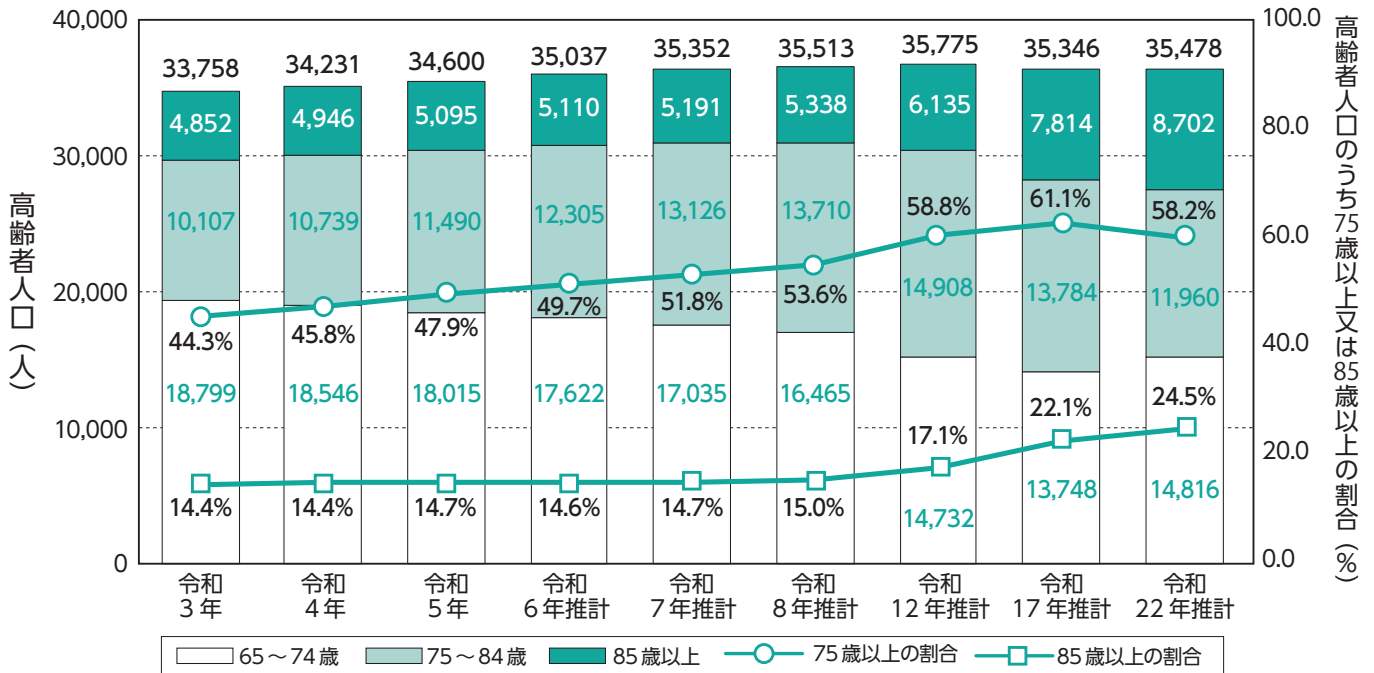
高齢者を取り巻く状況

- 本市では、総人口に対する65歳以上の人口の割合を表す高齢化率が上昇しており、今後もさらに上昇を続けることが予測されています。
- 高齢者の増加に伴い、認知症の人や医療と介護の両方の支援を必要とする人の増加が予測される一方で、こうした人たちを支える医療・介護の人材の不足が懸念されています。
- 高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けるためには、地域の保健・医療・福祉などの様々な分野の関係機関との連携を強化し、複数の関係者がチームとなって高齢者を支えていく必要があります。
- 地域で暮らす高齢者にとって、地域コミュニティによる支援が欠かせないため、地域の絆と協働の力で、高齢者を支え合う地域づくりを進める必要があります。
- これまで構築に取り組んできた「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進し、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、地域共生社会の実現に向けて取り組むことが求められています。

計画の前提となる高齢者人口等及び要介護等認定者数の推計

高齢者人口等の推計

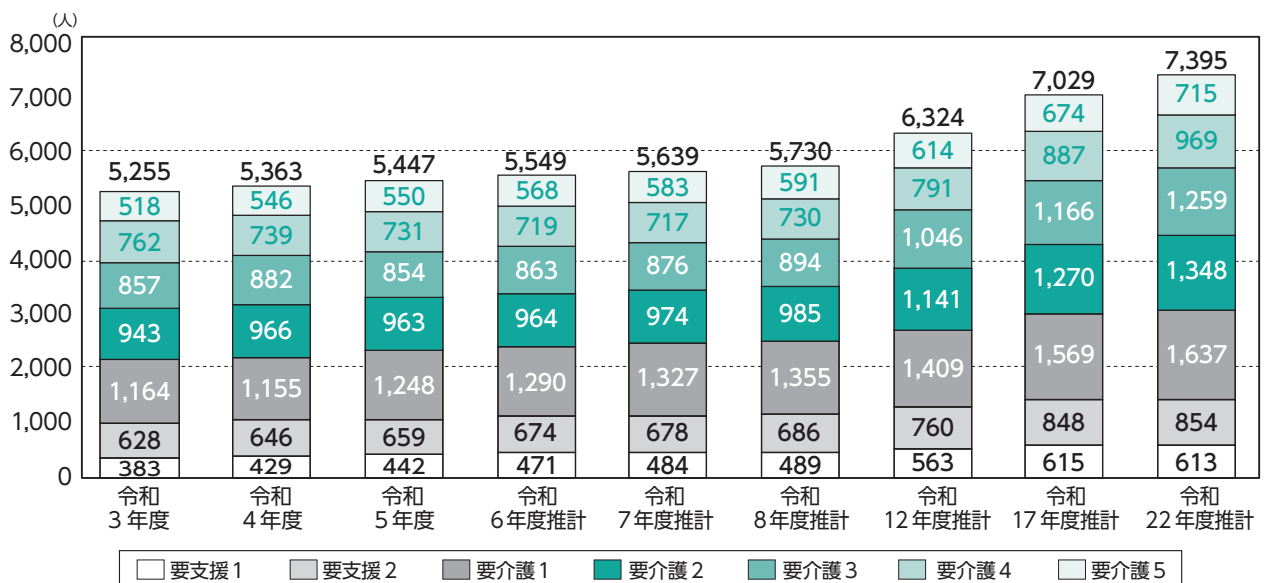
- ・ 65 歳以上の高齢者人口は増加を続け、令和 12 年にピークを迎える見込みです。
- ・ 75 歳以上の後期高齢者が令和 17 年まで増加を続け、特に令和 12 年まで急速に増加する見込みです。
- ・ 特に医療と介護の両方が必要になる可能性が高い 85 歳以上の人口の増加が続き、令和 22 年には令和 5 年の約 71% 増となる 8,702 人になると見込まれます。



過去 6 年間の住民基本台帳を基に推計

要介護等認定者数の推計

- ・ 第 5 次計画期間中(令和 6～8 年度)の要介護等認定者数は 5 千人台半ばで推移すると見込まれます。
- ・ 令和 12 年度頃になると、要介護等認定者数の増加が顕著となり、令和 22 年度には 7,395 人と、令和 5 年度の約 1.4 倍に達すると予想されます。



地域包括ケア「見える化」システムにより推計

計画の基本的な考え方

計画の基本理念

地域の絆と協働の力で 高齢者が健康で安心して住み続けられる まちづくり

高齢者ができるだけ住み慣れた地域で能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにするためには、すまいとすまい方、介護予防・生活支援、保健・福祉、介護・リハビリテーション、医療・看護が包括的に確保される体制（これを「地域包括ケアシステム」といいます。）をさらに深化・推進していく必要があります。

また、今後の地域運営においては、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会（これを「地域共生社会」といいます。）の実現が求められます。

このため、第5次計画の基本理念を『地域の絆と協働の力で高齢者が健康で安心して住み続けられるまちづくり』とし、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、保険者機能を一層発揮しながら、本市の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、まちづくりの基本理念や基本原則、それぞれの立場における役割などを定めた「協働によるまちづくり推進条例」に基づく市民による自主的かつ主体的なまちづくりと、市民一人ひとりが家族や地域とのつながりを深め、市民相互の信頼関係やコミュニティ意識を高めるための基盤づくりとなる「家族・地域の絆推進運動」を基礎として、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを進めていきます。

6つの基本目標

第5次計画の基本理念の実現に向けて、また、高齢者生活実態調査などを通じて把握した課題や分析結果から整理した事項に重点的に取り組むため、次の6つの基本目標を定めています。

- 1 高齢者の健康づくりと介護予防の推進
- 2 高齢者の日常生活を支える体制づくり
- 3 認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり
- 4 在宅医療・介護サービス提供体制等の充実
- 5 高齢者の安心安全のための災害・感染症への備え
- 6 介護保険制度の安定的な運営

地域の絆と協働の力

施策の体系

基本理念

基本目標

施策の方向

地域の絆と協働の力で
高齢者が健康で安心して住み続けられる
まちづくり

基本目標 1

高齢者の健康づくりと介護予防の推進

- 健康寿命を延伸します。
- 要介護3以上の認定率を引き下げます。

- (1) 高齢者の健康づくり
- (2) 高齢者の介護予防
- (3) 高齢者の健康づくりと介護予防の一体的な実施

基本目標 2

高齢者の日常生活を支える体制づくり

- 高齢者相談センターの認知度を向上させます。
- 地域ブロンズ会議の認知度を向上させます。

- (1) 相談支援等の体制の充実
- (2) 高齢者福祉サービスの充実
- (3) 家族介護者等（ケアラー）への支援の充実
- (4) 高齢者の居住支援
- (5) 地域で高齢者を支え合う仕組みづくり

基本目標 3

認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり

- 認知症サポーターを養成します。
- すべての日常生活圏域にチームオレンジを設置します。

- (1) 認知症に関する普及啓発・本人発信の支援
- (2) 認知症予防活動の推進
- (3) 認知症の人とその家族等への支援

基本目標 4

在宅医療・介護サービス提供体制等の充実

- 医療と介護の多職種による情報共有を推進します。
- 介護施設などに従事する介護人材を確保します。
- 市内の介護サービス事業所数を増やします。

- (1) 在宅医療・介護連携の推進
- (2) 特別養護老人ホーム等の介護施設等の整備
- (3) 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等

基本目標 5

高齢者の安心安全のための災害・感染症への備え

- 災害時要援護者を支援する避難援助者を確保します。
- 介護施設などでの災害・感染症対策を促進します。

- (1) 災害に対する備え
- (2) 感染症に対する備え

基本目標 6

介護保険制度の安定的な運営

- 介護保険料の収納率を引き上げます。
- 健康づくりと介護予防の推進、介護給付の適正化により、介護給付費の伸びを抑制します。

- (1) 介護保険料の収納確保
- (2) 介護給付の適正化

基本目標1 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

- 心身の機能の低下や病気の予防、病気の早期発見・早期対応の取組を行うとともに、ふれあいサロンや老人クラブなどの住民主体の活動を支援し、高齢者の外出や社会参加を促進することによって、高齢者の健康づくりと介護予防を推進し、健康寿命の延伸を図ります。
- 医療や介護に関するデータ分析を行い、生活習慣病の重症化の防止や運動・口腔機能の向上、栄養状態の改善など、高齢者の健康づくりと介護予防の取組を一体的に推進します。
- 介護予防などの活動のサポートや高齢者施設での奉仕活動を行うボランティアの養成を推進し、高齢者が地域との関わりや役割を持ちながら健康づくりと介護予防を進めていける環境づくりに取り組みます。

取 組 内 容

① 高齢者の健康づくり

- 高齢者の健康増進
- 疾病の早期発見等の支援

② 高齢者の介護予防

- 要介護状態となるおそれのある高齢者の把握
- 介護予防に関する普及啓発
- 通いの場（ふれあいサロン）の拡充
- リハビリテーション専門職との連携の推進
- 多様な訪問・通所サービスの提供
- 生涯学習活動の推進
- スポーツ・レクリエーションの推進
- 高齢者の就労支援
- 高齢者の交流機会の創出
- ボランティア活動の推進
- 生きがい農業の推進
- 老人クラブの活動支援
- 健康福祉センター等の活用

③ 高齢者の健康づくりと介護予防の一体的な実施

- 高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施



- 高齢者相談センター（本市では、介護保険法に規定する「地域包括支援センター」の名称を「高齢者相談センター」としています。）の体制の充実と関係機関との連携の強化を図るとともに、家族介護者慰労金や家族介護用品の支給、介護者同士の交流の機会の創出など家族介護者などへの支援の充実に取り組みます。
- 多様な主体が参画し、その地域に必要な高齢者支援の仕組みづくりを行う「地域ブロンズ会議※」の活動を支援するとともに、地域における生活支援ニーズと地域資源とのマッチングなどを行う生活支援コーディネーターを中心として、地域の実情に応じた高齢者の生活支援などの取組の体制整備を行うことにより、地域で高齢者を支え合う仕組みづくりを推進します。
- ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯への見守り体制の強化、高齢者の移動支援や配食サービスの提供などの高齢者福祉サービスの充実、高齢者の居住支援などの取組を推進します。

取 組 内 容

① 相談支援等の体制の充実

- 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の体制の充実
- 相談窓口等の周知及び関係機関等との連携強化
- 地域ケア会議の活用の推進

② 高齢者福祉サービスの充実

- 敬老事業の推進
- 緊急通報システムの普及
- 配食サービスの普及
- コミュニティバス等による高齢者の移動支援
- 生活困窮者等の自立の支援
- 介護サービスの利用に係る負担の軽減

③ 家族介護者等（ケアラー）への支援の充実

- 家族介護者等の介護負担軽減のための支援
- 家族介護者への経済的支援

④ 高齢者の居住支援

- 高齢者の安定的な生活の場の確保
- 居宅環境の改善支援

⑤ 地域で高齢者を支え合う仕組みづくり

- 自治協力団体の活動の促進
- 地域通貨を活用した地域福祉サービスの普及
- 地域ブロンズ会議の設置・活動の推進
- 地域の実情に応じた生活支援体制の整備
- 交通安全対策の推進
- 地域における防犯活動の推進
- 消費者被害の防止
- 協力事業者による見守り体制の構築
- 行方不明者の早期発見支援
- 災害時要援護者への支援
- 歩行に配慮を要する人のための駐車区画の適正利用の推進

※地域ブロンズ会議

「ブロンズ」という言葉には、「シルバー（高齢者）以前」という意味合いがあり、多くの高齢者が「シルバー以前」という気概と高齢者を支えるという意識を持って参加しています。地域ブロンズ会議が設置された地域・地区では、地域住民が主体の見守り活動や介護予防・生活支援などの取組が行われています。

- 認知症サポーターの養成などによる認知症に関する理解の促進や普及啓発、「本人ミーティング」の実施などによる認知症の人本人の発信支援、認知症の人やその家族などの困りごとの支援ニーズと認知症サポーターによる支援とを結びつける「チームオレンジ」の整備、認知症カフェの設置の促進、高齢者の権利擁護の取組の推進など、地域において認知症の人とその家族などを支える「共生」の施策に取り組みます。
- 生活習慣病の重症化の防止や高齢者の社会参加・生きがいづくり、関係機関などと連携した認知症の早期発見・早期対応など、認知症の発症リスクを低減し、又は認知症の発症や進行をできるだけ遅らせるための「予防」の施策に取り組みます。
- この目標に基づく以下の取組内容は、「加須市認知症施策推進計画」に位置付けています。

取

組

内

容

① 認知症に関する普及啓発・本人発信の支援

- 認知症への理解の促進
- 認知症に関する相談体制の周知
- 認知症の人本人による発信機会の拡大

② 認知症予防活動の推進

- 教室や講座などを活用した介護予防の啓発
- 通いの場（ふれあいサロン）の拡充
- 生涯学習活動の推進
- スポーツ教室の推進
- グラウンド・ゴルフの推進
- ウォーキングの推進
- シルバー人材センターへの支援
- 高齢者の雇用促進
- 世代間交流の推進
- 高齢者の交流事業への支援
- 元気な高齢者のボランティア活動への参加の促進
- 学校応援団への参加の推進
- 生きがい農業の推進
- 老人クラブの活動支援

③ 認知症の人とその家族等への支援

- 認知症の早期発見・早期対応への支援
- 認知症の人の権利擁護
- 認知症バリアフリーの推進
- 認知症の人の社会参加の促進（認知症カフェの普及等）
- 認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保

- 介護が必要な状態になっても、高齢者ができるだけ住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、本人とその家族への支援の充実を図ります。
- 医療と介護の両方の支援を必要とする高齢者のニーズに適切に対応できるよう、情報共有ツール「北彩あんしんリング」などを活用して医師、歯科医師、薬剤師、介護サービス事業者などの多職種の連携を推進し、在宅医療・介護サービスの提供体制の充実を図ります。
- 地域におけるニーズ、介護給付費と介護保険料とのバランスなどを考慮して民間事業者による介護施設の整備を推進するとともに、サービスの質の向上を図ります。
- 介護人材の確保・定着を促進するとともに、ICTの活用や文書負担の軽減などにより介護現場の生産性の向上を進めます。

取 組 内 容

① 在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護サービスの切れ目ない提供体制の構築
- 自宅や介護施設などでの「看取り」の普及
- 地域における認知症対応力の向上

② 特別養護老人ホーム等の介護施設等の整備

- 計画的な施設サービスや地域密着型サービスの供給量の確保

③ 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等

- 介護人材の確保・定着及び資質の向上
- 介護現場の生産性の向上の推進等



基本目標5 高齢者の安心安全のための災害・感染症への備え

- 災害時要援護者の把握と避難援助者の確保、地域住民や関係機関との連携の強化、避難場所の確保などの取組を推進します。
- 介護施設などにおける避難確保計画などの策定、避難訓練の実施、食料や飲料水などの物資の備蓄などの状況を把握・点検するとともに、災害対策のための施設設備の整備を支援します。
- 高齢者に対する感染症に関する情報提供や予防接種の勧奨、介護施設などにおける感染症対策の実施状況の把握・点検、感染症対策のための施設整備の支援、介護従事者を対象とした感染症に関する研修の開催などに取り組みます。
- 介護施設などにおける業務継続計画の策定状況について確認します。

取 組 内 容

① 災害に対する備え

- 防災に対する意識の啓発、訓練の実施
- 適切な避難誘導と避難場所の確保・運営
- 災害時要援護者名簿の登録促進と避難援助者の確保
- 介護施設などにおける非常災害対策の促進

② 感染症に対する備え

- 感染症に関する情報提供、注意喚起
- 介護施設などにおける感染症対策の促進

基本目標6 介護保険制度の安定的な運営

- 介護給付費の上昇を抑制しつつ必要な介護サービスを適切に提供できるよう、効果的な介護給付と介護保険料の収納対策に取り組むとともに、介護給付の適正化に努めます。

取 組 内 容

① 介護保険料の収納確保

- 介護保険料の収納率の向上
- 納付相談の実施
- 介護保険料の口座振替の勧奨

② 介護給付の適正化

- 要介護認定の適正化、ケアプランの点検等、縦覧点検・医療情報との突合を中心とした適正化の推進

介護保険料

第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料は、計画期間中に必要な介護給付費や調整交付金見込額などを推計して算出した額を第1号被保険者全員が所得階層の負担割合に応じて負担するという考え方で算定します。

第5次計画期間では、介護報酬改定を含めて算出した介護給付費等を踏まえた上で、介護保険給付費準備基金を取り崩すことにより、基準額については第4次計画期間の年額72,370円（月額6,031円）を据え置いたまま、国の示す標準段階及び標準乗率に合わせて各所得段階区分の保険料を以下のとおり設定します。

区 分	負 担 割 合	介護保険料 年 額 (月 額)	所 得 の 範 囲	第1号被保険者数	
				人 数 (年 平 均)	構 成 比
第1段階	0.455	32,920円 (2,744円)	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,524人 (5,175人)	14.6%
	0.285 [※]	20,620円 (1,719円) [※]			
第2段階	0.685	49,570円 (4,131円)	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	7,915人 (2,638人)	7.5%
	0.485 [※]	35,100円 (2,925円) [※]			
第3段階	0.690	49,930円 (4,161円)	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	6,907人 (2,302人)	6.5%
	0.685 [※]	49,570円 (4,131円) [※]			
第4段階	0.900	65,130円 (5,428円)	・世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	13,929人 (4,643人)	13.2%
第5段階	1.000	72,370円 (6,031円)	・世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	16,231人 (5,410人)	15.3%
第6段階	1.200	86,840円 (7,237円)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	15,197人 (5,066人)	14.4%
第7段階	1.300	94,080円 (7,840円)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	16,464人 (5,488人)	15.5%
第8段階	1.500	108,560円 (9,047円)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	7,572人 (2,524人)	7.1%
第9段階	1.700	123,030円 (10,253円)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	2,709人 (903人)	2.6%
第10段階	1.900	137,500円 (11,459円)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1,200人 (400人)	1.1%
第11段階	2.100	151,980円 (12,665円)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	514人 (171人)	0.5%
第12段階	2.300	166,450円 (13,871円)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	380人 (127人)	0.4%
第13段階	2.400	173,680円 (14,474円)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	1,360人 (453人)	1.3%

※ 低所得者の介護保険料軽減制度による介護保険料の負担割合と見込額

第5次加須市高齢者支援計画【概要版】



発 行／加須市

編 集／福祉部高齢介護課

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

発行日／令和6年3月

電 話／0480-62-1111 (代表)